

令和6年度 第2回

高知市地域福祉計画推進協議会 資料

日時：令和6年8月6日（火）10：00～12：00

場所：総合あんしんセンター3階 大会議室

目次

高知市地域福祉計画推進協議会委員名簿	・・・・・・・・・・	P. 3
高知市地域福祉計画推進協議会条例	・・・・・・・・・・	P. 4
施策の体系図	・・・・・・・・・・	P. 6
＜報告・協議事項＞		
（１）高知市再犯防止推進計画改定に係る意見交換会の 開催結果について	・・・・・・・・	P. 7
（２）次期高知市地域福祉活動推進計画（令和７～12年度）概要案		P. 21
（３）次期高知市地域福祉活動推進計画（令和７～12年度）構成案		P. 31

【別紙資料】

高知市地域福祉活動推進計画（令和７～12年度）概要（案）

高知市地域福祉計画推進協議会委員名簿

委嘱期間:令和4年4月1日～令和7年3月31日

	所属	役職等	氏名
1	国立大学法人高知大学 教育研究部総合科学系 地域協働教育学部門	教授	玉里 恵美子
2	高知市地区社会福祉協議会連合会	代表	田所 稔
3	高知市町内会連合会	会長	長尾 達雄
4	高知市秦地区社会福祉協議会	会長	葛目 顕
5	高知市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	岩田 護
6	サードプレイスすろー	代表	高橋 英美
7	社会福祉法人昭和会 福祉牧場おおなる園	施設長	佐々木 和秀
8	社会福祉法人土佐香美福祉会 特別養護老人ホームウエルプラザ高知	理事 施設長	津野 高敏
9	社会福祉法人福井保育協会福井保育園	園長	渡辺 秀一
10	社会福祉法人みその児童福祉会 児童家庭支援センター高知みその	センター長	武樋 保恵
11	特定非営利活動法人NPO高知市民会議	専務理事	田中 佐和子
12	特定非営利活動法人地域サポートの会 さわやか高知	会長	三谷 英子
13	特定非営利活動法人土佐山アカデミー	事務局長	吉富 慎作
14	はるの大好き!スズメ元気会	会長	長崎 敬治
15	潮江東地区連合防災会	会長	渡辺 智美
16	公募委員		木村 徹

●高知市地域福祉計画推進協議会条例

(平成 27 年 4 月 1 日条例第 46 号)

(設置)

第 1 条 高知市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 地域福祉計画の推進の方策に関すること。
- (4) 地域福祉計画の見直しに関すること。
- (5) その他地域福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 20 人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第 3 号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市地域福祉計画推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。

3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第 7 条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第 8 条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市地域福祉計画推進協議会（高知市地域福祉計画推進協議会設置要綱（平成24年3月13日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

＜施策の体系図＞

【基本理念】 だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち

【スローガン】 地「参」地「笑」 福祉でまちづくり ～地域の宝（社会資源）を活かした「つながりのあるまちづくり」～

【基本目標】

【施策の方向性】

基本目標1

重点目標

地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化

1-1

住民主体の地域福祉活動の推進

1-2

地域の多様な主体がつながる（連携・協働）仕組みづくり

基本目標2

重点目標

「おたがいさま」「ほおちょけん」の住民意識づくり

2-1

地域や福祉に関心をもつ機会づくりの推進

2-2

保育や学校教育や生涯学習と連携した啓発の仕組みづくり

基本目標3

地域活動など社会とつながる多様な交流の促進

3-1

地域活動につながる多様な交流の機会づくり

3-2

多様な社会活動の仕組みづくり

基本目標4

地域や福祉の担い手づくり

4-1

多様な担い手の発掘と育成の仕組みづくり

4-2

既存の活動をつないでいく支援

基本目標5

重点目標

つながりのある相談支援体制の構築

5-1

地域における見守り体制の強化と相談機能の充実

5-2

相談支援機関の連携体制の構築・強化

基本目標6

安全・安心につながる環境づくり

6-1

暮らしやすい生活環境の整備

6-2

災害時対策の充実

基本目標7

地域共生社会の実現のための体制基盤強化

7-1

市社協の役割の明確化及び機能強化

7-2

市の役割の明確化及び機能強化

＜報告・協議事項＞

- (1) 高知市再犯防止推進計画改定に係る
意見交換会の開催結果について

令和6年度 第2回 高知市地域福祉計画推進協議会 資料

高知市再犯防止推進計画改定に係る 意見交換会の開催結果について

令和6年8月6日

高知市 健康福祉部 地域共生社会推進課

高知市再犯防止推進計画策定経過について

【考え方】

○犯罪をした者の高齢化や、背景にある様々な「生きづらさ」、地域社会に戻っても必要な支援を受けられずに孤立し、再犯に至ってしまうこと等が課題となっている。出所時の支援は、県設置の「地域定着支援センター」が担い、市町村は、国・県と連携して、高齡・障がい・生活困窮など各制度の中でサービス提供を行っている。

○出所後、再犯しないよう日常生活を送るためには、居住の確保と就労など生活の安定が重要であり、住宅確保要配慮者対策や就労支援・参加支援など個々の生活課題に応じた支援を行っている。また、個別支援だけでなく、社会参加や地域とのつながりを作るための見守り、居場所づくりを地域とともに一体的に展開してきている。

※市町村における再犯防止対策とは、各制度の支援の充実と包括的支援が提供できる体制づくりであり、また、誰一人取り残さない「地域共生社会」の実現が「犯罪や非行をなくし、立ち直りを支える地域づくり」と合致することから、「高知市地域福祉活動推進計画」に「再犯防止推進計画」を包含する形での策定とする。

1. 第1期 再犯防止推進計画の概要について

※詳細については9ページ以降参照

高知市地域福祉活動推進計画
(平成31～令和6年度)
中間見直し追加版



令和4年3月

高知市
高知市社会福祉協議会

目次

第1章 中間見直しの概要	P 1
1 趣旨	P 1
2 背景	P 1
3 考え方	
第2章 第2期計画策定以降の取組	
1 高知市の取組	
(1) 庁内連携体制の強化	
(2) 「地域力の強化」と「包括的な支援体制の構築」	
(3) 社会資源等の情報の収集と提供	
2 高知市社会福祉協議会の取組	
(1) コロナ禍における支援の取組	
(2) 「ほおっちょけん」のひとづくり	
(3) 「ほおっちょけん」のまちづくり	
第3章 今後の取組	
1 高知市の取組	
(1) 重層的支援体制の構築	

(2) 再犯防止の推進について【高知市再犯防止推進計画】	P 26
(3) 成年後見制度の利用促進について	P 29
2 高知市社会福祉協議会の取組	P 30
(1) 「ほおっちょけん」のひとづくり	P 30
(2) 「ほおっちょけん」のまちづくり	P 31
(3) 市社協内の連携強化	P 31
第4章 資料編	P 32
1 協議会委員	P 32
2 検討経過	P 33
3 計画の体系図	P 34
4 用語解説	P 35

2. これまでの取組について

- (1) 更生保護に携わる団体の支援と関係機関の連携強化
- (2) 社会を明るくする運動への支援
- (3) 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

(1) 更生保護に携わる団体の 支援と関係機関の連携強化

【令和2年度 意見交換会結果】

定期的な情報共有や困っていることなどの意見交換の場づくり



【令和4年度以降の取組】

① 矯正施設や更生保護施設との連携協議（令和6年6月25日開催）

テーマ：「高知市再犯防止推進計画推進のための連携協議」

参加者：高知刑務所，更生保護施設，高知市役所関連部署

② 高知市再犯防止推進計画改定に向けた意見交換会（令和6年7月9日開催）

テーマ：「支援の現状と連携に関する意見交換」

参加者：高知保護観察所，高松矯正管区，高知刑務所，高知少年鑑別所，高知地方検察庁，高知労働局，更生保護法人高坂寮，高知弁護士会，高知県社会福祉士会，高知県精神保健福祉士協会，高知県就労支援事業者機構，高知保護区保護司会，高知地区更生保護女性会，高知県地域福祉政策課，高知県地域生活定着支援センター，高知市役所関連部署



【令和6年度 意見交換会結果】

① 「犯罪・非行の地域相談窓口 リすたぽ（R5.12月～保護観察所）」や「再犯防止総合相談窓口（R6年度～高知県社会福祉協議会）」等の新たな設置もあり，矯正施設や更生保護施設等も含めた個別の支援を通じた関係機関の連携の強化が必要

② 出所後，再犯しないよう日常生活を送るためには，居住の確保と就労など生活の安定が重要であり，併せて，地域の中での孤立しないような見守りや居場所づくりが必要

(2) 社会を明るくする運動への支援

【令和4年度以降の取組】

高知市役所庁舎でのパネル展示, 1階待合スペースで動画放映実施(令和4~6年度実施)

【令和5年度】



【令和6年度】

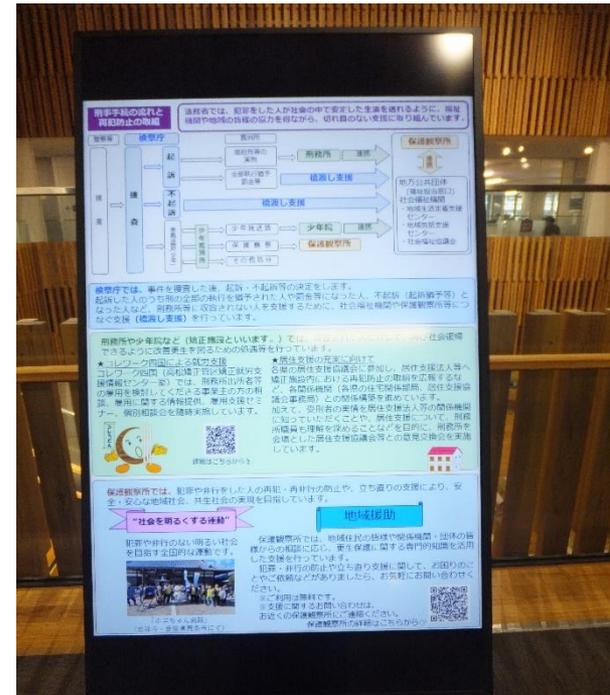


(3) 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

【令和4年度以降の取組】

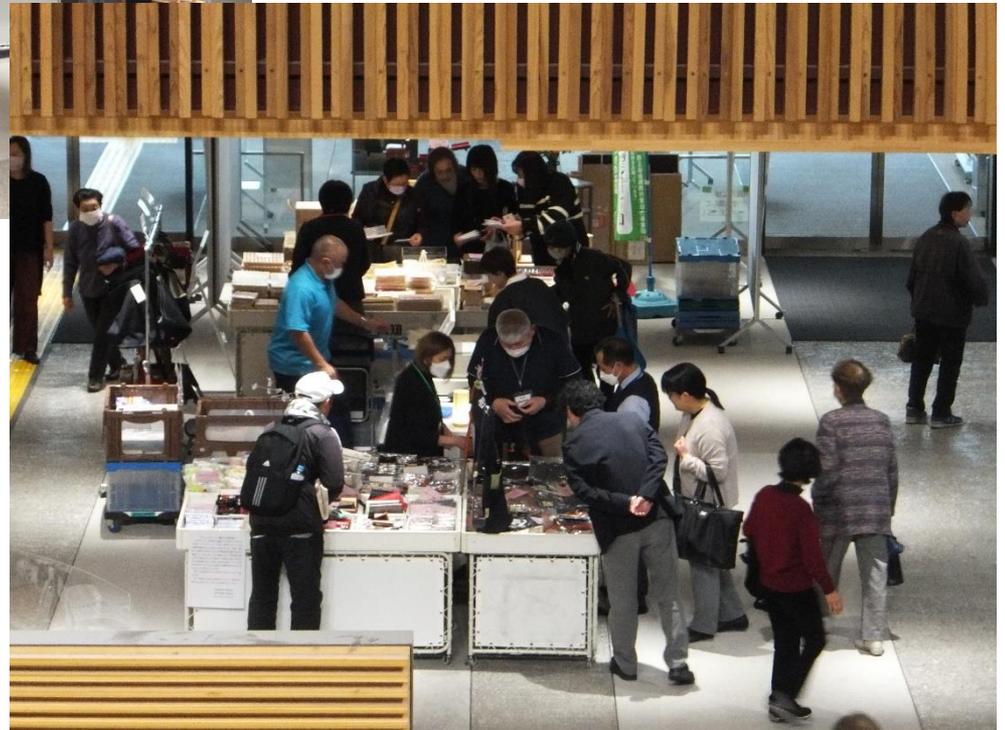
- ① 市民向け電子掲示板(デジタルサイネージ)の活用(令和6年7月掲載)
- ② 高知市役所庁舎でのミニ矯正展の開催(令和6年2月実施, 令和6年8月実施予定)
 ⇒ [主催] 高知刑務所・高知少年鑑別所
 [共催] 高知市 ※高知保護観察所のパネル等の展示も同じ場所で開催

【市民向け電子掲示板(2階・3階エレベーター前)】



【高知市役所庁舎でのミニ矯正展の開催】





（２）再犯防止の推進について【高知市再犯防止推進計画】

地域共生社会の実現のためには、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが不可欠ですが、我が国の刑法犯の認知件数の減少傾向に反し、検挙人員に占める再犯者の割合は上昇し続け、約半数に達しています。

犯罪をした人の中には、高齢者や障害者などの福祉的な支援が必要な人、住居や就労先がなく生活が不安定な人などがいます。その中には、適切にこれらの支援が受けられずに、社会に円滑に復帰することができず、再び犯罪に手を染めてしまう人がいることから、犯罪をした人の立ち直りを支え、社会に受け入れることが課題となっており、地域社会全体で、これらの人の更生に理解を深め、こうした人たちが再び社会参加することを支援していくことが求められています。

① これまでの経過

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」が施行され、国においては、平成29年12月に「再犯防止推進計画（平成30年度から令和4年度）」が閣議決定されました。

再犯防止推進法第4条において、「地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務」があるとされており、本市では、これまで、国・県との勉強会に参加し、情報共有を図るとともに、再犯防止についての理解を深めてきました。

高知県では、平成31年3月に「高知県再犯防止推進計画」を策定し、県として、今後取り組んでいく施策等に関して定めています。

【検討経過】

取組	開催日	主な内容
「高知市再犯防止推進計画」の策定に向けた庁内取組状況等の実態調査	令和2年 7月～8月	庁内関連部署の取組・課題等の確認
令和2年度 第2回高知市地域福祉計画推進協議会	令和2年 9月28日	「第2期高知市地域福祉活動推進計画」中間見直しについて報告 ・新たに計画に盛り込む事項として「再犯防止推進計画」について報告
庁内関連部署担当者との 第1回意見交換会	令和3年 2月25日	(1) 庁内関連部署の取組・課題等の各部署の取組・課題等の共有 (2) 「(仮称)高知市再犯防止推進計画」策定に向けた検討
関係機関との 第1回 意見交換会	令和3年 3月5日	「(仮称)高知市再犯防止推進計画」策定に向けた検討
庁内関連部署担当者との 第2回意見交換会	令和3年 10月4日	「高知市再犯防止推進計画」策定に向けた検討
関係機関との 第2回 意見交換会	令和3年 10月8日	「高知市再犯防止推進計画」策定に向けた検討
令和3年度 第2回高知市地域福祉計画推進協議会	令和3年 11月30日	(1) 意見交換会等結果報告 (2) 中間見直し素案の審議 ・「高知市再犯防止推進計画」素案も含む
パブリック・コメント	令和4年 1月4日～ 2月1日	
令和3年度 第3回高知市地域福祉計画推進協議会（書面開催）	令和4年 2月	・中間見直し原案の審議

② 再犯防止推進の取組

本市における再犯防止推進施策は、地域福祉活動推進計画の理念で掲げた「だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち」の実現に向けた取組を推進し、犯罪が起きにくい地域づくりをいっそう進め、地域で課題を抱えている人を孤立させず、公的サービスとともに、身近な地域住民が主体となって助け合いながら、適切な支援につなぐためのネットワークが張り巡らされた「高知市型共生社会」の実現を目指すこととし、本計画に、「再犯防止の推進」についての項目を追記し、以下の取組を進めていきます。

ア 更生保護に携わる団体の支援と関係機関の連携強化

更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会などの活動を支援するとともに、次世代に活動が広がるよう、人材の発掘、支援を行います。

また、必要な人が必要な福祉支援を受けられるように、刑事・司法関係機関（高知保護観察所、高知刑務所、法務少年支援センターこうち（高知少年鑑別所）、コレワーク四国等）と医療・福祉関係機関等が緊密に連携します。

○具体的な取組内容等

- ・市職員向け退職者説明会での広報
- ・保護司が面接場所として市有施設を使用する場合の使用料を減免（ふれあいセンターや健康福祉センター等）
- ・更生保護ボランティアについて、積極的に市長表彰の対象とするなど、社会的認知度の向上に努めます。

イ 社会を明るくする運動への支援

犯罪や非行を防止し、安心・安全なまちづくりを目指すとともに、罪を犯した人の立ち直りについての理解を深めるために、保護司会が地域や関係機関と協働して展開している「社会を明るくする運動」を支援します。

ウ 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

本市ホームページや広報紙等において、保護司会、更生保護女性会等の更生保護ボランティアの活動について周知し、市民の理解の促進に努めます。

犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「再犯防止啓発月間（7月）」等を通じ、再犯防止に関する地域での理解を促進します。

エ 重層的支援体制整備事業の実施

犯罪をしてしまった人が、更生し、円滑に社会復帰するためには、本人の心の変化がなにより大切ですが、生活や環境に関する課題、心身の健康や障害に関することなどについて、しっかりと聞き、受け止め、適切な支援へのつなぎや、地域の社会資源への参加を促すとともに、課題を抱え、地域に馴染めない人に対しては、アウトリーチを含む継続的な伴走型の支援を行う必要があります。

これらの支援は、まさに「重層的支援体制整備事業」で行う、「①包括的相談支援、②多機関協働、③アウトリーチを通じた継続的支援、④参加支援、⑤地域づくりに向けた支援」の5つの支援であり、この事業の効果的・効率的な運営を通じて、再犯の防止に取り組みます。

なお、この項目を、「再犯防止推進法」第8条第1項に定める計画として位置づけます。

<報告・協議事項>

(2) 次期高知市地域福祉活動推進計画 (令和7～12年度) 概要案

⇒ 参考：別紙資料

令和6年度 第2回 高知市地域福祉計画推進協議会 資料

第3期 高知市地域福祉活動推進計画の概要

令和6年8月6日

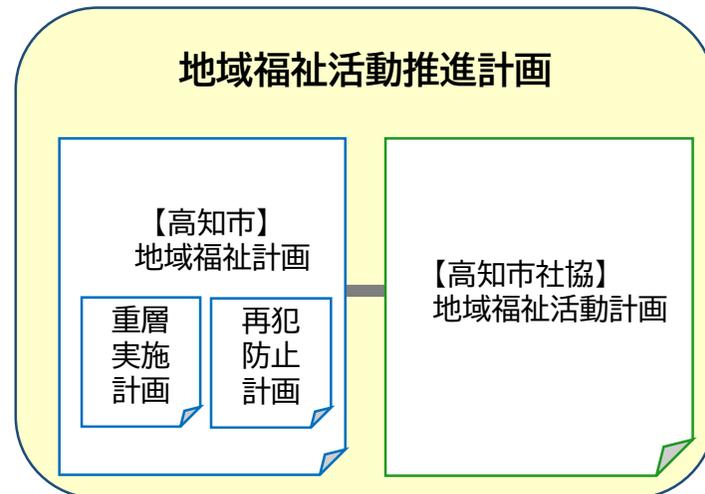
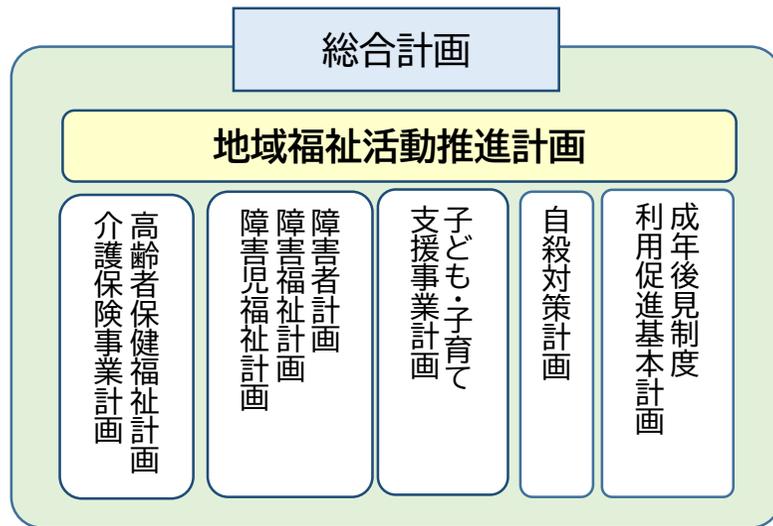
高知市 健康福祉部 地域共生社会推進課

第3期高知市地域福祉活動推進計画の位置付け等

位置付け

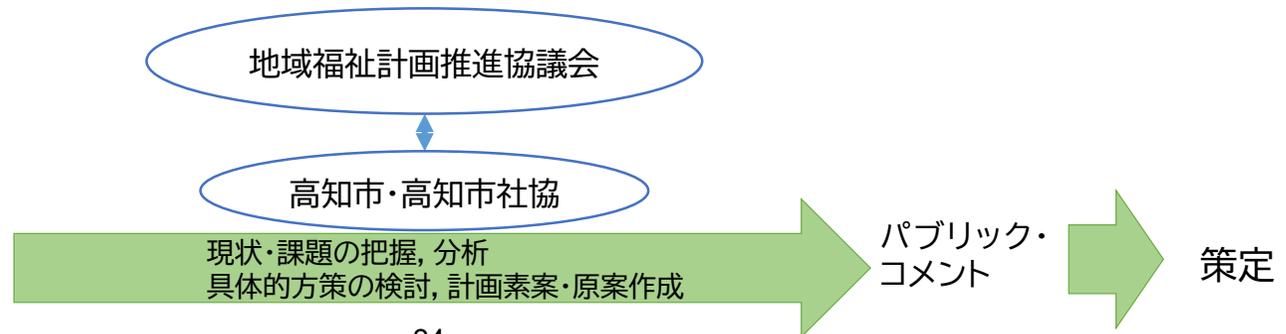
●福祉分野の計画の上位計画として位置付け

- 高知市社協が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定
- 重層的支援体制整備事業の方針となる実施計画を包含
- 再犯防止推進計画を包含



策定体制

- 社会情勢の変化
- 第2期計画の総括
- アンケート調査
- 意見交換会



第3期高知市地域福祉活動推進計画の考え方①

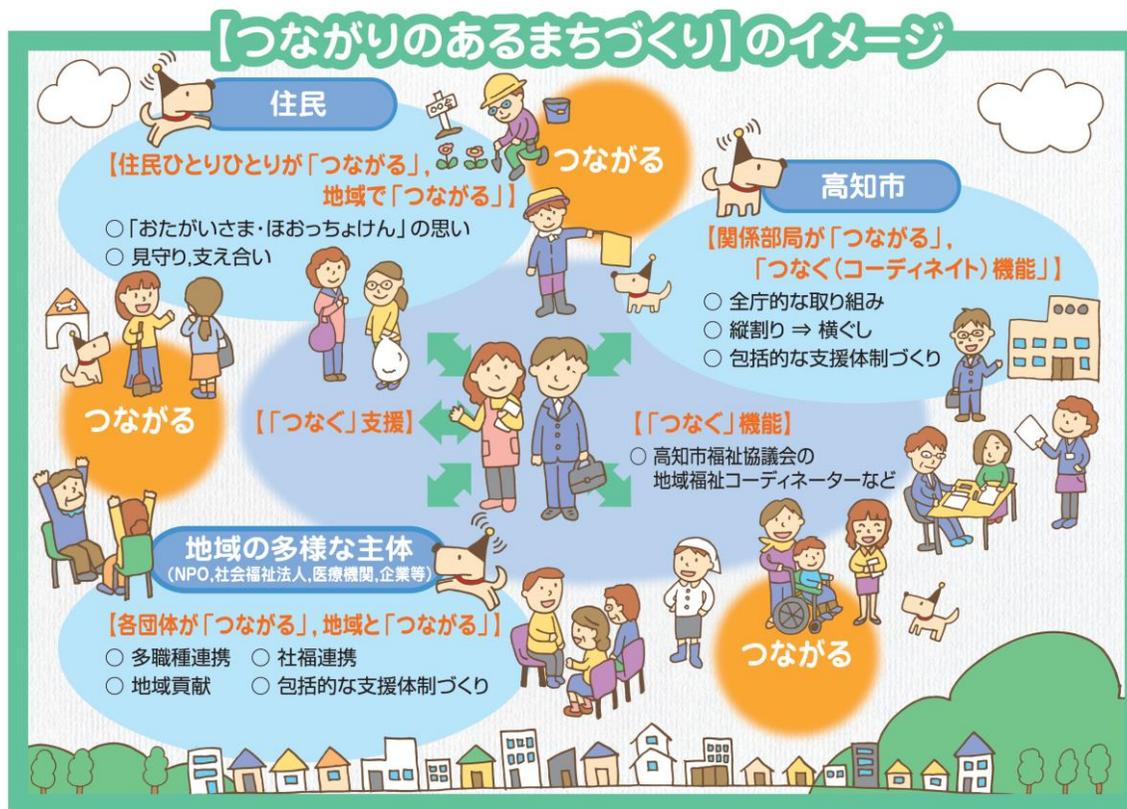
第2期の方向性を踏まえて

第2期計画では、「地域共生社会」の実現に向けては、地域の関係団体・事業者や住民、行政等が「つながる」ことにより協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を超え、みんなでみんなを支え合うことが大切であり、地域福祉の推進が不可欠として、つながりのあるまちづくりに取り組んできました。



出典:「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」最終とりまとめ概要

第3期高知市地域福祉活動推進計画の考え方②



めざす将来像～基本理念～

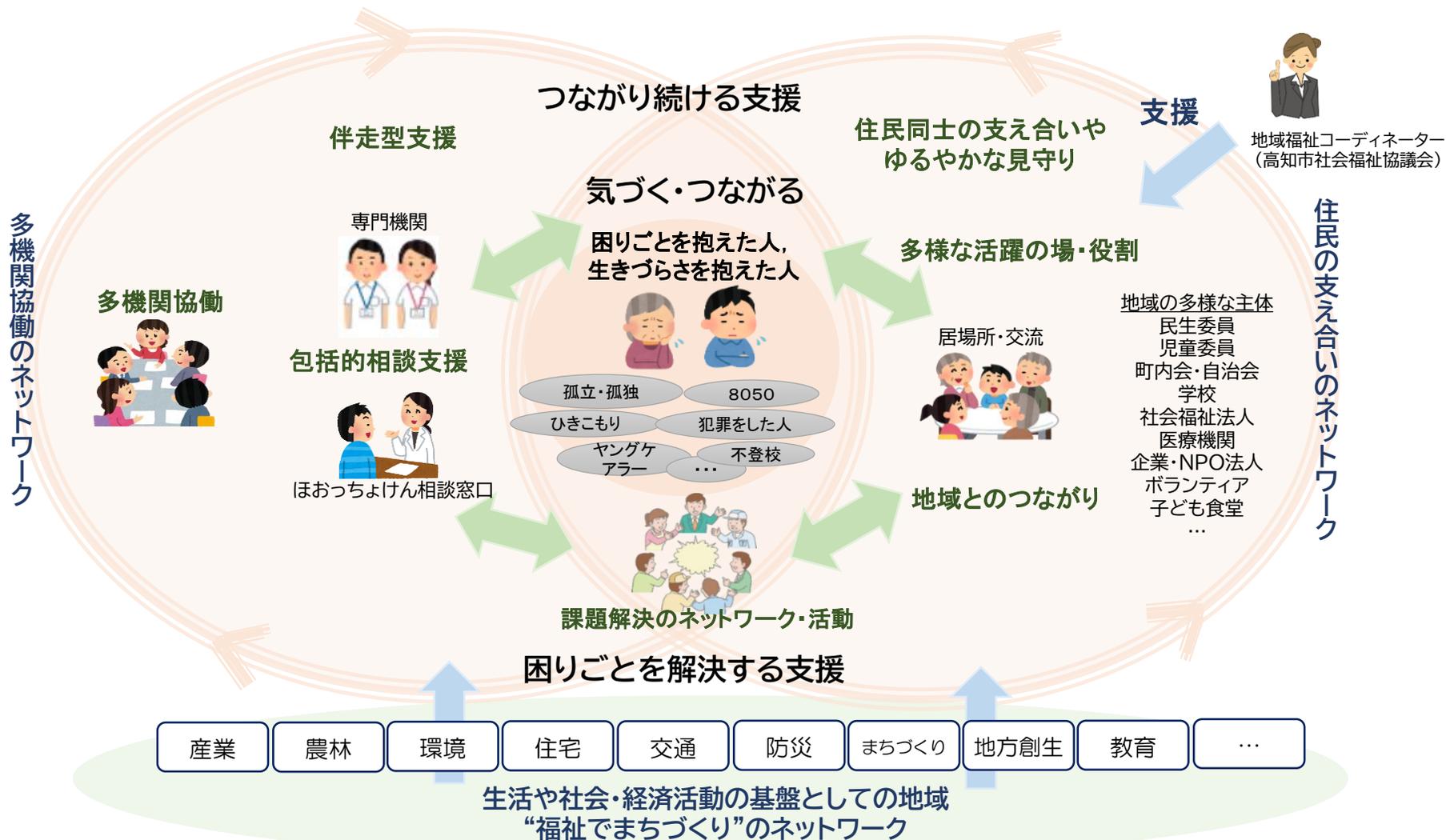
だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち

第3期は第2期の考え方・方針を受け継ぎ、さらに発展させる計画とします。

第3期高知市地域福祉活動推進計画の方向性

めざす将来像～基本理念～

だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち



高知市地域福祉活動推進計画体系図 新旧比較表

第2期（平成31～令和6年度）



第3期（令和7～令和12年度）（案）

【基本理念】だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち

【基本理念】だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち

基本目標 方策	
1	第2期 重点目標 地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化
	1-1 住民主体の地域福祉活動の推進
	1-2 地域の多様な主体がつながる(連携・協働)仕組みづくり
2	第2期 重点目標 「おたがいさま」「ほおつちよけん」の住民意識づくり
	2-1 地域や福祉に関心をもつ機会づくりの推進
	2-2 保育や学校教育や生涯学習と連携した啓発の仕組みづくり
3	地域活動など社会とつながる多様な交流の促進
	3-1 地域活動につながる多様な交流の機会づくり
	3-2 多様な社会活動の仕組みづくり
4	地域や福祉の担い手づくり
	4-1 多様な担い手の発掘と育成の仕組みづくり
	4-2 既存の活動をつないでいく支援
5	第2期 重点目標 つながりのある相談支援体制の構築
	5-1 地域における見守り体制の強化と相談機能の充実
	5-2 相談支援機関の連携体制の構築・強化
6	安全・安心につながる環境づくり
	6-1 暮らしやすい生活環境の整備
	6-2 災害時対策の充実
7	地域共生社会の実現のための体制基盤強化
	7-1 市社協の役割の明確化及び機能強化
	7-2 市の役割の明確化及び機能強化

基本目標	施策の方向性
【基本目標1】 地域の多様な担い手の発掘と育成	第3期 重点目標 【1-1】多様な主体の意識醸成
	第3期 重点目標 【1-2】多様な主体の活動支援
【基本目標2】 地域での課題解決力の強化	第3期 重点目標 【2-1】多様な主体がつながり課題解決に向けて話し合う場づくり
	第3期 重点目標 【2-2】課題解決に向けた住民主体の地域活動の支援
【基本目標3】 だれもが活躍できる地域づくり	第3期 重点目標 【3-1】多世代・多分野の交流の場づくり
	第3期 重点目標 【3-2】だれもが活躍・参加できるための支援
【基本目標4】 包括的な相談支援体制の充実	第3期 重点目標 【4-1】相談支援機関の連携強化
	第3期 重点目標 【4-2】地域における見守り・支え合いの充実
【基本目標5】 安全・安心につながる環境づくり	第3期 重点目標 【5-1】暮らしやすい生活環境の整備
	第3期 重点目標 【5-2】災害対策の充実
	第3期 重点目標 【5-3】地域共生社会の実現のための基盤強化

<報告・協議事項>

- (3) 次期高知市地域福祉活動推進計画
(令和7～12年度) 構成案

第3期計画目次(案)

はじめに

○地域共生社会の実現に向けて(考え方)

第1章 計画の策定に当たって

○計画の位置付け

(1)法令根拠(地域福祉計画/地域福祉活動計画/重層的支援体制整備事業実施計画/再犯防止推進計画)

(2)総合計画や他計画との関連

○計画期間

○計画策定体制

○第2期計画及び中間見直し追加版の総括

○計画策定の背景/社会情勢の変化

(1)国の動向(法改正等)

(2)高知市の状況(人口動態等)

(3)市民等アンケート結果・意見交換会結果

第2章 計画の基本的事項

○計画の基本理念

○基本目標・体系図, 指標・目標

○圏域の考え方

○計画の推進体制(進行管理と評価)

第3章 目標達成に向けた施策の展開

○目標達成に向けた施策の展開

基本目標1

基本目標2 …

第4章 重層的支援体制整備事業実施計画

第5章 再犯防止推進計画

資料編

・地域福祉計画推進協議会委員名簿

・地域福祉計画推進協議会条例

・計画策定経過(アンケート結果等)

・用語説明